

平成 27 年度事業計画

自治体国際化協会(以下「クレア」という。)は、地方自治体の共同組織として、東京本部、全国 67 支部、海外 7 事務所(ニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポール、ソウル、シドニー、北京)において、自治体の国際関連業務の支援をはじめ地域社会の国際化に取り組んでいる。

クレアが現在推進している中期経営計画(平成 24 年度～平成 28 年度)に基づき、4 つの重要分野(「自治体の海外における経済活動を支援」、「多文化共生のまちづくりを支援」、「草の根交流と次世代グローバル人材を育成する JET プログラムを推進」、「多様な国際交流・国際協力を支援」と、各分野の働きを支える 3 つの共通基盤(「自治体のニーズに応える情報の収集・発信を強化」、「自治体のグローバル人材を育成」、「海外事務所を自治体の頼れる海外拠点に」)に沿い、平成 27 年度の実業計画を示す。

1. 自治体の海外における経済活動を支援

増加を続ける訪日外国人旅行者の誘致や地域産品の海外販路開拓など、自治体が海外での経済活動を行う上で直面する様々な課題に対し、助成事業の再編・拡充、プロモーションアドバイザー制度の創設、観光インバウンドに特化した情報発信などを実施し、サポート体制を充実する。

○ 自治体の海外経済活動の支援

専門的な知識と経験を有する「経済アドバイザー」による経済活動に対する助言に加え、自治体の多様な海外プロモーション活動の要望に対応できるよう、観光や物産などの各分野の専門家が企画段階から自治体を支援する「プロモーションアドバイザー制度」を創設する。

自治体の海外販路開拓やインバウンドに係る取組に対する助成事業については、「海外販路開拓支援事業」と「インバウンド支援事業」に再編し、予算の増額に加えて、助成対象となる事業・経費を拡大するなど財政面の支援を強化するとともに、経済アドバイザー・プロモーションアドバイザーの活用、海外事務所との連携を図る。

○ 海外における物産展の開催など

日本産食品の有望なマーケットとして自治体の関心が高い東南アジア・中国を対象に、バ

ンコク(タイ)・香港において、「日本ふるさと名産食品展」を引き続き開催する。

海外事務所においては、大規模な観光展・物産展などに自治体が共同して参画する機会を企画・提案し、単独では参加が困難な自治体の要望に応える。例えば、ニューヨークでのジャパンウィーク、ロンドンでのハイパージャパン、パリでのジャパン・エキスポ、シドニーでの日本人祭り in Sydney などの大規模イベントにおいて、自治体の出展・ブース運営に係る支援を行う。また、パリ事務所は地方の伝統技術を発信する展示会を、北京事務所は地域特産品の物産展をそれぞれ開催する。

○ 自治体に役立つ情報の発信

自治体職員などを対象に、海外販路開拓や観光インバウンドなどの専門家による「海外経済セミナー」を引き続き開催し、自治体の施策立案を支援する。

また、自治体が行う観光インバウンド事業を中心に情報発信するホームページ「Clair Inbound Library(クリア・インバウンド・ライブラリー)」を通じて、国内外の外国人旅行者誘致の取組事例を紹介するとともに、専用メールマガジンによりタイムリーに情報発信する。

昨年に続きツーリズム EXPO ジャパンにブース出展し、自治体のインバウンド推進活動の支援・広報活動を行う。

2. 多文化共生のまちづくりを支援

日本人と外国人などがお互いを理解し、ともに暮らしていく多文化共生のまちづくりのため、外国人住民、自治体、地域国際化協会や NPO など関係団体それぞれの目線に立った支援を行っており、新たに、外国人住民による情報発信支援や市民国際プラザの拡充を行う。

○ 多文化共生の取組への多様な支援

自治体などが行う多文化共生施策に関する多種多様な情報を紹介する「多文化共生ポータルサイト」を運営するとともに、自治体・地域国際化協会が行う先進的な取組に助成する「多文化共生のまちづくり促進事業」を引き続き実施し、事例集を作成する。

また、専門的な知識と経験を有する「地域国際化推進アドバイザー」を自治体・地域国際化協会などに派遣し、自治体職員や住民の理解の促進・意識啓発などを図るとともに、外国人集住都市会議と連携し、集住都市が抱える課題の解決に向けて継続して取り組む。

新たに、外国人コミュニティからの情報発信を支援し、日本人住民との相互理解の促進や地域活性化を図る情報発信事業を実施する。

○ 外国人住民への多言語情報などの提供

外国人が日本で生活する上で必要な情報を主要 13 言語で提供している「多言語生活情報」は、ホームページやスマートフォンアプリを通じて広く活用されており、本年2月に提供を始めた 13 言語以外の稀少言語使用者を対象とした「やさしいにほんご」についても利用の促進を図る。

また、災害時における地域の災害多言語支援センターの立ち上げや運営、地域国際化協会の広域災害連携など、被災地で行う外国人支援活動に対する、迅速かつ十分な支援体制を引き続き維持する。

○ 多文化共生を推進する人材の育成と活用

多文化共生施策に通じた職員を養成するため、自治体・地域国際化協会の職員を対象に、全国市町村国際文化研修所(JIAM)、市町村職員中央研修所(JAMP)と共同で、「医療通訳基礎研修」や「災害時における外国人への支援セミナー」などの研修を引き続き実施する。

多文化共生に係る知識を習得し、関係機関とのコーディネート・企画能力を有する「多文化共生マネージャー」については、育成した人材の活用を積極的に行っていく。

また、シドニー事務所において、海外の先進事例を学ぶ「オーストラリア多文化主義政策交流プログラム」を引き続き実施する。

○ 市民国際プラザの拡充

自治体・地域国際化協会とNGO・NPO間の連携・協働をサポートする市民国際プラザは、地域に飛び出すプラザ、プラザのプラザ、そして情報が集うプラザへと拡充を図る。職員の地域への訪問、連携・協働のサポート強化、また、国際交流関係機関の一元的な情報ハブとなり、自治体やNGO・NPOなどに活動を還元する体制を確立する。

3. 草の根交流と次世代グローバル人材を育成する JET プログラムを推進

平成 31 年度までに JET-ALT(外国語指導助手)の 6,400 人以上の配置を目指すこととされた中、自治体が求める人材として活躍できるよう、研修・サポートの充実などにより、JET 参加者の質の向上に継続して取り組む。また、63 か国6万人を超える JET プログラム参加者・経験者と連携し、平成 28 年度に迎える 30 周年を前に、JET プログラムの情報発信を強化するとともに、「『日本再興戦略』改訂 2014」(平成 26 年6月閣議決定)に明記された JET プログラム終了者の日本国内での活躍促進のため、参加者のキャリアアップを支援する。

○ JET 参加者の資質向上

来日直後オリエンテーション・中間研修を通じて、JET 参加者として日本で働く上で必要な心構えと職種ごとの専門知識や技術の習得を図るとともに、各都道府県が主催するALT指導力等向上研修、JET 参加者の英語教授法(TEFL)習得に対する支援を引き続き実施する。

また、海外の大学での募集広報に協力し、優秀な参加者の確保に努める。

○ 任用団体及び JET 参加者へのサポートの充実

JET 参加者、任用団体、取りまとめ団体のそれぞれに必要なサポートを提供する。

新たに、JET の有効活用事例を把握し情報共有するため、「JET 活用促進会議」を日本各地で開催するとともに、JET 参加者の精神的な問題や相談しづらい悩みのケアについて、外部の専門機関を用いたスカイプやメールによる「メンタルヘルスケア相談窓口」を設置する。また、JET 参加者に E ラーニングで提供している日本語習得講座について、初級・中級コースに加え、上級コースを設置する。

○ JET 参加者のキャリアアップに向けた取組

任用団体、JET キャリアフェア出展企業と連携し、JET 参加者のインターンシップ研修プログラムをモデル事業として実施する。併せて、これまで首都圏のみで開催していたキャリアフェアについては、地方へも展開するとともに、首都圏開催についても内容の拡充を図るなど、日本での就職を希望する JET 参加者とグローバル人材を求める企業・団体が出会い、意見交換できる場を充実させる。

また、各国の JETAA(元 JET 参加者の会)との連携を強化し、JET 終了者を対象にしたキャリアイベントの開催に対し助成するなど、帰国後のキャリアアップを支援する。

○ JET プログラムの知名度向上に向けた取組

JET 参加者・経験者が、地域の魅力を発信する動画をインターネット上の特設サイトに投稿し、それらの人気投票を行う「JET 動画コンテスト」を実施し、JET プログラムの情報発信に加えて地域活性化も図る。

また、JET 経験者が、任用されていた団体を訪問し、滞在中や帰国後にその様子を情報発信することで、JET プログラムの魅力を伝え、知名度向上を図るとともに、JET プログラム 30 周年への機運を盛り上げる JET 経験者の里帰り事業を実施する。

4. 多様な国際交流・国際協力を支援

日本初の姉妹都市提携から 60 年が経ち、国際交流・国際協力のかたちが多様化する中、海外事務所のネットワークも活用し、自治体をはじめとした地域の様々な取組を支援する。

新たに、アウトバウンド支援への助成を拡充するとともに、日韓国交正常化 50 周年記念事業を実施するなど、国際交流を促進する。

○ 国際交流・国際協力事業への支援

国際交流に係る助成事業を「国際交流支援事業」とし、主に海外で実施する事業の助成上限額の引上げや助成対象経費の見直しなど、自治体・地域国際化協会が行うアウトバウンドに係る取組への支援を強化する。また、姉妹都市交流をはじめ、創意と工夫に富んだ取組を表彰し、全国に紹介する「自治体国際交流表彰事業」を引き続き実施する。

国際協力においては、自治体や連携する NGO の先駆的な取組に助成する「自治体国際協力促進事業(モデル事業)」を引き続き実施し、事業報告会などを通じて、他の地域への波及を図る。

○ 日本と海外の自治体における相互理解の促進

海外の自治体幹部職員を日本に招へいし、日本の自治体視察などを行う「海外自治体幹部交流セミナー」を引き続き実施し、双方の地方行政への理解を深めるとともに、海外とのネットワーク構築を推進する。また、日本の自治体職員などが海外政府機関との意見交換などを通じて、国際交流の現状と課題を学ぶ「地域間交流促進プログラム」を、シンガポール事務所において引き続き実施する。

50 周年を迎える日韓国交正常化に係る取組としては、日韓の自治体が地域間交流事例を共有し、相互交流を推進するセミナーをソウル事務所において企画・開催する。また、中国で開催する「第 17 回日中韓3か国地方政府交流会議」と「日中地域間交流推進セミナー」を通じて、交流の深化を図る。

○ 国内外の自治体職員による国際協力の推進と人材ネットワークの構築

海外の自治体職員を日本の自治体が受け入れる「自治体職員協力交流事業(LGOTP)」は、新規受入れ自治体の拡大を図るとともに、これまでの LGOTP 経験者のネットワークの活用を図る。

また、海外の自治体が抱える課題を解決するために、専門的技術や豊富なノウハウを持つ自治体職員を現地へ派遣する「自治体国際協力専門家派遣事業」を引き続き実施する。

5. 自治体のニーズに応える情報の収集・発信を強化

国内外の地域の国際化に係る情報を様々な媒体で発信する。自治体が求める情報を収集・検索しやすいよう、ホームページなどの情報発信媒体のリニューアルを行う。また、海外における日本の施策への関心の高まりを踏まえ、新たに、海外の自治体などに対する日本

の先進自治体の取組の情報発信に取り組む。

○ 様々な媒体・海外セミナーを活用した情報発信

ホームページの構成をわかりやすくリニューアルするとともに、検索機能を充実させ、クリアに蓄積された地域の国際化に係る情報を収集しやすくする。また、機関誌「自治体国際化フォーラム」もリニューアルする。

継続した取組として、毎月の定例号と特集号を配信しているメールマガジンについては、アクセス分析結果を踏まえ、読者の関心が高いテーマを選んで特集を組む。また、海外事務所では、現地の関係機関に対し、ニューズレターなどを通じて、クリアや日本の自治体の海外活動を情報発信する。また、Facebook や時事通信社が提供する i-JAMP を活用し、多角的に情報発信する。

また、シンガポール事務所における ASEAN 内の地方行政関係機関と連携した地方行政に関するセミナー、パリ事務所における「対 EU 情報発信事業」、韓国地方行政研究院と共催する「日韓共同セミナー」などの海外セミナーを通じた情報発信を引き続き行う。

○ 自治体の海外活動に役立つ情報の収集と調査研究成果の公表

海外事務所において、所管国の地方自治制度や海外の先進事例を調査研究し、その成果をクリアレポートや海外の地方自治シリーズとして公表する。

また、海外の自治体などへの説明に役立てられるよう、日本の地方自治制度などを多言語で解説した資料を更新する。

○ 日本の先進自治体の取組を海外発信

海外の自治体などが関心を持つ日本の自治体のベストプラクティスを収集し、各言語に翻訳し、海外事務所を通じて情報発信し、海外自治体における日本の自治体への関心を高める。

6. 自治体のグローバル人材を育成

各自治体で国際化に対応できる人材が求められている中、自治体派遣職員に対し体系的な研修を実施し、国際業務のジェネラリストとして地域の国際化に寄与する人材を育成する。

○ クリアでの OJT を通じた実践的な研修

自治体派遣職員に年間を通じた語学研修を提供するとともに、本部・海外事務所での勤務、また、海外インターン、ツーリズム EXPO ジャパンでの展示企画、海外自治体幹部交流セミナーにおける海外自治体職員への接遇などを通じて、地域の国際化に係る様々な取組

を経験させ、語学を含む実践的な能力を習得させる。

○ 専門家による体系的な研修

世界経済情勢、日本の伝統芸能・文化慣習、広報、プレゼンテーション、国際プロトコルなど、海外で働く上で理解しておくべき基礎的な知識から、業務に必要な実践的な技術まで、専門家による体系的な研修を実施する。

7. 海外事務所を自治体の頼れる海外拠点に

トップセールス、海外の旅行博・物産展への出展や姉妹都市交流など、自治体の様々な海外活動に対して、海外7事務所が自治体の海外拠点として活動を支援する。また、自治体からの依頼に基づき、海外事例などを調査する。

○ 自治体の海外活動に対する支援の充実

自治体が海外で活動するに当たっての視察先の相談・アポ取り、訪問先へのアテンド、海外事情のブリーフィングなどに対応し、サポートする。新たに、ベトナム、インド、スペインにおける自治体活動への支援拡充を図るとともに、2019年に日本で開催されるラグビーワールドカップを控え、本年のイングランド大会に係る自治体の活動支援体制を強化するなど、自治体の要望に応えるサポートを引き続き行う。

○ 調査研究・情報提供

自治体からの依頼に応じ、各国における地方自治や行財政に係る各種制度の仕組み、運用状況などを各事務所が調査し、結果を共有する。また、自治体に役立つ先進事例を独自に調査研究し、その成果をメールマガジンの記事や各クエア刊行物などで、広く関係者に提供する。